冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	2023年7月28日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府門真市大字門真1006番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) パナソニックホールディングス株式会社 代表取締役 楠見 雄規 電話 06-6908-1121

			前年度				
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナ	- 30 台	0 台	0 台	0 台		
	冷蔵機器及び冷凍機	器 12 台	0 台	0 台	0 台		
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種	質 代替フロ	代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナ	_	キログラム		キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機	器	キログラム		キログラム		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	使用機器一覧表の作成 簡易点検、定期点検の記録作成、保存					
	廃棄時	回収依頼書、確認書、引取証明書の交付、保存					
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	簡易点検、定期点検の実施					
	廃棄時	適切な回収廃棄業者への委託 フロン類の相互確認引渡し					
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針							
特記事項							

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第 2条第3項に規定する機器をいいます。